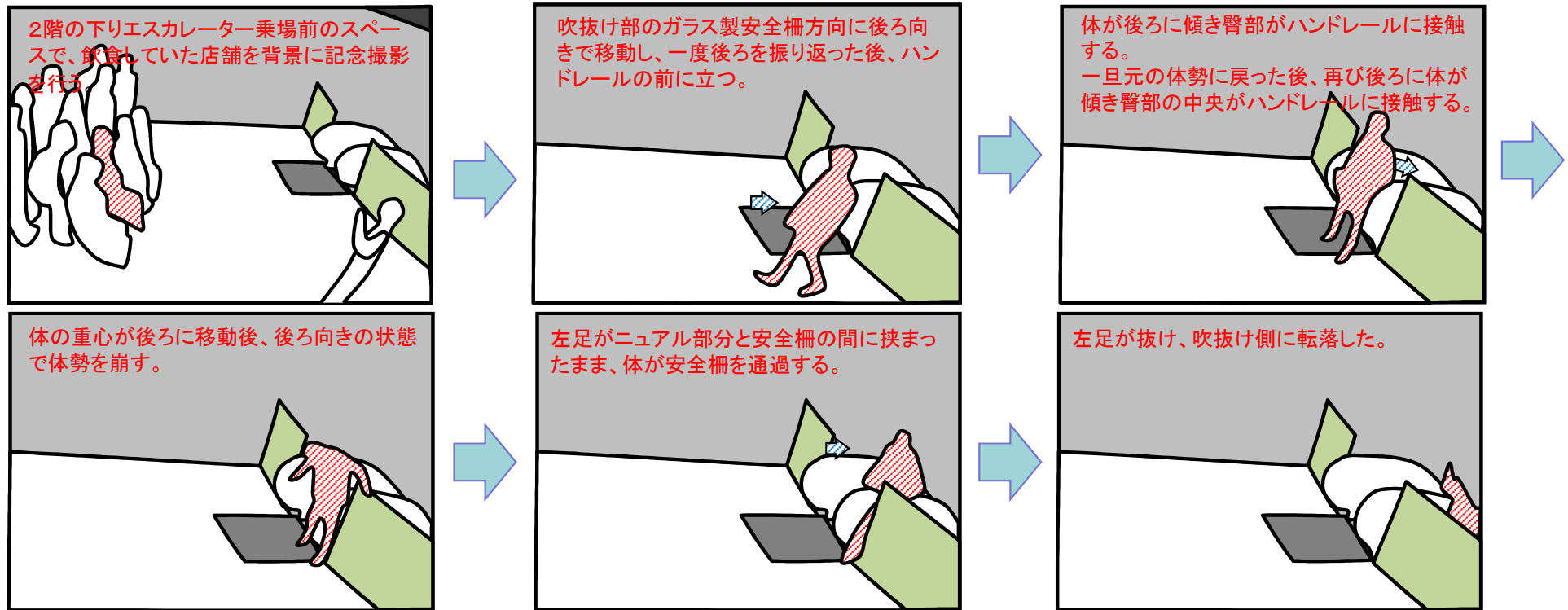


事故の概要

社会資本整備審議会 昇降機等事故調査部会

【事故の概要】

- 発生日時：平成21年4月8日 21時44分ごろ
- 発生場所：東京都港区内複合ビル 2階共用部エスカレーター乗場
- 事故概要：被害者が、下降運転中のエスカレーターのハンドレール部分に後ろ向きに近づき接触した後、ハンドレールに乗り上げバランスを失い、エスカレーター横の吹抜け部分を2階から1階床まで転落した。



【調査の概要】

- 平成22年4月19日 国土交通省職員による現場調査及び製造者、管理者等関係者からのヒアリングを実施
- 平成22年8月26日 昇降機事故対策委員会(現 昇降機等事故調査部会。以下「昇降機等事故調査部会」という。)委員、国土交通省職員による現場調査を実施
- その他、昇降機等事故調査部会委員、国土交通省職員による資料調査を実施

【建築物及びエスカレーターの概要】

○建築物に関する情報

- (1) 建物用途: 複合ビル(事務所、店舗、飲食店等)
- (2) 確認済証交付年月日: 平成12年2月28日
- (3) 検査済証交付年月日: 平成15年1月20日

○エスカレーターに関する情報

- (1) 呼称: S600形(踏段幅600mm、欄干公称幅800mm)
- (2) 定格速度: 30m/分
- (3) 勾配: 30度
- (4) 揚程: 4250mm(M2階-2階間に設置)
- (5) 駆動方式: 上部駆動方式
- (6) 電動機容量: 3.7kW
- (7) 運転方向: 可逆式(事故時は下降運転)
- (8) 確認済証交付年月日: 平成14年2月25日
- (9) 検査済証交付年月日: 平成15年2月25日
- (10) 直近の定期検査実施日: 平成20年11月20日

事実情報と分析

○エスカレーターの構造に関する分析

当該機は、ハンドレールの材質、構造、機械の能力から見て一般的な構造のエスカレーターである。

○乗場周辺等の安全対策に関する分析

乗場周辺の転落防止対策として、吹抜け周囲に安全柵が設置され、その端部とエスカレーターとの間隙は約9cmであった。また、ハンドレール側方には落下物防止柵が設置されており、いずれも法令及び業界標準に適合するものであった。

エスカレーターの配置に関しても、被害者が後ろ向きにエスカレーターに近づく際に、一度後方を振り返っていること等から、ハンドレールの位置等を認識しにくい状況ではなかったと考えられる。

結論

以上の分析から、本事故は、エスカレーター自体の不具合、乗場周辺の安全対策の欠如に起因する事故ではなかったものと言える。